



前回は減価償却の基本と中古資産を取得した場合の耐用年数の取り扱いについてお話ししました。今回は少額の固定資産を取得した場合についてお話ししたいと思います。

まず、全体的な話として、**固定資産であっても、その取得価額が10万円未満の場合は減価償却をせず、その取得時に消耗品費や備品費等の科目で経費に算入することができます。**あまりに少額な資産もすべて減価償却しなければならないとなると、その管理や経理に係る事務量が非常に大きくなってしまう点と、少額不追及という考え方からです。

では、**10万円以上のものはすべて個別に管理して減価償却をしなければならないかという点、一部特例計算が認められています。**この計算には2種類あって、一つは**10万円以上20万円未満の資産について認められる「一括償却」、もう一つは青色申告の適用を受けている中小企業者等にのみ認められている「少額減価償却資産」の特例です。**

「一括償却資産」に関しては、その資産の種類や耐用年数にかかわらず、**3年間で均等に費用化する**というものです。例えば期首に、15万円のパソコン2台、18万円のコピー機を1台、合計で48万円分の固定資産を購入した場合、通常それぞれの耐用年数は、パソコンが4年、コピー機は5年となっています。しかし、この一括償却資産の取り扱いを受けると、1年目から3年間の各年度で「 $48 \text{万円} \times 1/3 = 16 \text{万円}$ （期中取得は月割）」づつ経費に算入することができます。通常より短い期間で費用化できるとともに、個別の資産として管理する必要がありません。ただし、通常、減価償却資産はその耐用年数の途中で廃棄や売却した場合には、減価償却が終わっていない帳簿価格（残存価額）をその廃棄や売却時に経費に算入しますが、**一括償却資産の取り扱いを受けると、その期間中に廃棄や売却した資産の帳簿価格（残存価額）を経費に算入することができない点に注意が必要です。**

次に「**少額減価償却資産**」の特例です。こちらは、**個人事業者と、一定の中小法人のうち、青色申告の承認を受けている者にだけ適用がある**ものです。これらの者が**30万円未満の固定資産を取得して事業の用に供した場合、その取得価額の全額をその年に減価償却費として計上できる**というものです。ただし、その合計額の300万円までが限度となります（創業年度の場合、限度額は月割）。

特例等	金額	処理方法	限度額	対象者
即時経費	10万円未満	取得時に消耗品等で全額経費算入	特になし	全事業者
一括償却	20万円未満	3年間で均等償却	特になし	全事業者
少額減価償却資産	30万円未満	取得した年度に全額を減価償却費として計上	年300万円まで	青色中小事業者

固定資産と減価償却費の特徴は、その購入時に**金銭の支払いが必要ではあるけれども、その後の期間に計上する減価償却費は金銭の支払いを伴わない**点に特徴があります。一方で金銭の支出をしても、その金額を経費に算入できないものとして、借入金の返済があります。**借入金の返済については、利息は経費に算入することになりますが、元金部分は経費に算入できません。**固定資産の購入を借入金で行った場合、**減価償却費が借入金返済額と一致すれば、支出した金額と同額の減価償却費を計上することにより金銭の流れと経費の額が一致します。**そうすると、**資金管理がより損益と一致し、安易に減価償却費を早期に計上するより経営管理がしやすくなる**ため、これらの適用はよく考える必要があります。